



Title	なぜ「慰安婦」はこれほどバッシングされるのか : 性暴力をめぐる新たな認識をめざして
Author(s)	牟田, 和恵
Citation	架橋するフェミニズム : 歴史・性・暴力. 2018, p. 3-12
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/68078
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

なぜ「慰安婦」はこれほどバッシングされるのか ——性暴力をめぐる新たな認識をめざして

牟田和恵

(大阪大学大学院人間科学研究科)

牟田和恵（編）『架橋するフェミニズム—歴史・性・暴力』第1章

2018.3.20 電子書籍版刊行

<https://doi.org/10.18910/67844>

ISBN978-4-87974-740-2 C3836

JSPS 科学研究費基盤（B）課題番号 26283013

なぜ「慰安婦」はこれほどバッシングされるのか——性暴力をめぐる新たな認識をめざして

牟田 和 恵

1. 「慰安婦」問題：認識の後退

大学生を含む若い世代をはじめ、一般的な日本人の多くにとって、「慰安婦問題」と言えば、現在ではおそらく、「韓国との間で揉め事になっていることがら」「補償や賠償でいつまでも日本が責められている件」というような認識になっているのではないだろうか。当事者や支援者、この問題を否定しようとする人々双方から批判を呼んだ2015年12月の「日韓合意」以後は、ソウル日本大使館前の平和の少女像（岡野章で詳述）をめぐるその傾向はさらに強まっているようだ。

しかし、1991年に金学順（キム・ハクスン）さんが元「慰安婦」被害者として初めて公に姿を現し実名で苦難の過去を明らかにして日本政府に謝罪と補償を求めて告発し、「慰安婦」問題が社会的・政治的に問題化した直後の政府や日本社会での対応を知るならば、現在広がっている認識の後退ぶりには驚かざるを得ない。93年に河野洋平官房長官（当時）が表明した「河野談話」は、慰安所設置および「慰安婦」の募集に軍の関与が直接・間接にあったこと、慰安所の女性たちの生活は強制的な状況下であり痛ましいものであったことを認め、「心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」「歴史の教訓として直視し」「歴史研究、歴史教育を通じて、永く記憶にとどめ」と述べており、これは今現在も日本政府の公式見解として外務省のHPに掲載されている^{注1)}。95年8月15日には、村山富市首相（当時）も「心からの深い反省とおわびの気持ち」を表した。94年以降は、中学・高校の歴史教科書の多くで、従軍慰安婦問題が記載されるようになった。これらの経緯や内容は、今どれほど正確に知られ記憶されているだろうか。

また、1995年には、「法的責任」を認めず、したがって国家賠償をしないという点で厳しい批判を受ける不十分なものではあったが、「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、アジア女性基金またはAWFと略）が、財団法人の形式ではあるが実質的に政府が設立・運営費用を支出して創設され、被害女性に対する補償と尊厳を回復する目的で事業を行った。AWFは、2007年に償い事業が終了したとして解散したが、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」としてHPを創設し被害者の声や歴史資料を掲載している^{注2)}。これは、とりわけ「女たちの戦争と平和資料館（wam）」と比較すれば、被害女性や問題そのものについてよりも「かれら自身の活動」が記憶されることにもつばら重きをおいたもの（岡野2011：252）という側面はあるものの、関連する文書や歴史資料、調査結果が多く掲載されたアーカイブとなっている。これも、現在の状況からすれば、河野談話と同様、いつまで閉鎖に至らないでいられるか、懸念せざるを得ないほどである^{注3)}。

国際社会からの監視や批判の目に対する政府の対応も、大きく変化した。CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）は日本政府に対しこの問題に関して、早期に問題解決を図り被害女性の尊厳を回復する努力をするよう、繰り返し勧告を行ってきたが、外務省は、1999年の第4回政府レポート（国家報告書）では、政府が調査を行い真摯な反省と謝罪を行いAWFを設立したと詳細な報告を行ったのだが^{注4)}、その後は、AWFについて繰り返すのみ（第6回レポート）^{注5)} だったり、記載を欠いたりしている（2011,2012年）^{注6)}。その上、第63回国連女性差別撤廃委員会（2016年2月16日ジュネーブ）では、外務省の杉山晋輔外務審議官が、委員からの質問に対し強制連行を証明する証拠書類は無い、日本軍の関与は限定的であった等とこれまでの政府の見解を覆すような発言さえ行っている^{注7)}。

このような変化は、政府の対応が始まって間もなくの、90年代半ば以来から生じていた。河野談話を批判する自民党国会議員らの動きが96年ころから活発化、新しい歴史教科書をつくる会が発足（96年）、有力な政治家を支持者・後援者とする日本会議も97年の発足以来頻繁かつ執拗に「慰安婦」問題を否定する動きを始めた。「つくる会」の教科書は多く採択されるには至らないものの、2006年には中学校歴史教科書から「従軍慰安婦」の記述が消えた。

この流れを決定的にしたのが、安倍政権の登場（第一次、2006年）であった。それまでは、「慰安婦」問題を否定しようとする政治家の発言はすぐさま批判を受け責任問題となっていたのが^{注8)}、日本会議の有力な協力者^{注9)} であり著書^{注10)} に

「自虐的な偏向教育の是正」を掲げて歴史修正主義者であることを隠さない首相自身が「官憲の関与の証拠はない」と国会答弁¹¹⁾する、河野談話の見直しに言及するなどを繰り返し、長期政権となる2012年からの第二次以降の内閣ではいよいよ歴史修正主義者を中心とする内閣構成が続き、マスメディアへの強い影響力もあいまって、政治家によるこの問題の否定は、いわば公認されるに至ってしまう。これが、社会一般での慰安婦問題についての受け止め方に大きく関わっているの言うまでもない。

この短い期間に、「慰安婦」問題をめぐる理解や認識はなぜここまで変化後退したのだろうか。上述の政権の動きはもちろんだ大きなカギだが、日本社会全体の趨勢に及ぶには、そうした「上から」の影響にとどまらないものがあるだろう。竹島/独島問題等をめぐる領土問題と絡み合った忌避感、日本の国際的プレゼンスが低下する一方で中韓の国力・経済力が増強している事実からある種の反発や嫉妬も背景にあることは疑いないだろう。

しかし、後述する、感情的で口を極めて罵るような元「慰安婦」女性たちへのバッシングをみると、そこにはそれだけでは説明しえない、さらに根深いものが存在しているように思われる。いったいなぜそこまで、「慰安婦」問題は抜きがたいトゲのように「憎悪をかきたてるもの」であり続けるのか。そこにはナショナリズムや右翼化傾向といった政治的観点からだけでは解ききれない、「慰安婦」問題が性と女性にかかわる問題であるゆえの根深さがあるように思われる。その根は、現在の日本社会で頻繁に生起する性暴力やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とそれにつきまとう反発やバッシングと関連があること、それゆえ私たち自身の性的行為についての観念や常識を掘り下げ見直していく必要を突き付けていることを本稿では論じていきたい。

2. 元「慰安婦」女性バッシングを通して見える「売春婦」差別

2.1 元「慰安婦」女性バッシングと「性奴隷」という言葉への反発

安倍政権下で拮据し続ける「慰安婦」問題に関する否定的な言論であるが、トランプ米大統領の東アジア訪問（2017年11月）の際、韓国でのトランプ大統領歓迎夕食会で元「慰安婦」女性（李容洙（イ・ヨンス）さん（88歳））が招かれたことについて、ネット上でとびかかった、きわめて口汚い罵詈雑言は驚くべきものだった。無名・匿名の人々だけでなく、高須克弥・百田尚樹・竹田恒泰氏らの著名人まで、文在寅大統領の横でトランプ大統領が李さんを抱擁するニュース画像に「このいかさま売春婦を何と紹介したのか？不快である」（高須、2017.11.7 ツイート¹²⁾）、「アメリカ大統領に、売春婦に会わせ、泥棒したエビを食わしたのか」（百田、同¹³⁾）、「トランプ大統領は可哀想に、（略）、しかも陪席したのが売春婦とは、、、」（竹田、同¹⁴⁾）と、李さんを「売春婦」「いかさま売春婦」と侮辱する発言を行い、すぐに数千のリツイートがされてネットで拡散された。李さんが招かれたことをとらえて「日韓合意違反」であると一般のメディアまで批判し、この晩餐会を「反日」晩餐会と報道したTVもあった。

元「慰安婦」女性や挺対協などの支援者に対する誹謗や中傷は、キム・ハクスンさんの告発の際からすでにあつたものの、著名人までがひとりの高齢の女性個人を公に誹謗中傷するといった事態はさすがに初めてのことはなかっただろうか。なぜここまで、これらの著名人さえもが感情を露わにし「売春婦」という言葉をぶつけて罵り蔑みを表したがるのだろうか。

言うまでも無く、「売春婦」というのは、元「慰安婦」女性の被害と「慰安婦」問題そのものを無化し否定しようとする勢力が用いる常套句である。一例を挙げれば、2007年に櫻井よしこ・すぎやまこういち・加瀬英樹らの有力なジャーナリストや、稲田朋美、西村真悟らの国会議員44名がワシントン・ポスト紙にThe Factsと題した意見広告を掲載したが（2007年6月14日付）、その主張の一つは、彼女たちは性奴隷などではなく、その当時、世界中でよくあった公娼制度のもとで働いていたのであるというものだった。広告では、「慰安婦」の多くが「すでに売春を職業としている女性に限って」募集した、「家族や親族によって」「売春宿の紹介業者により」連れていかれた、「将官より高い収入を得て」いた女性もいるくらい金銭を受け取っていたと、売春婦であったという主張が繰り返されていた。

同広告にもみられるとおり、否定派をいたく刺激するようであるのが、「性奴隷」sex slavery という言葉だ。安倍首相も、岸田文雄外相とそろって、海外メディアが慰安婦問題を「sex slavery」という表現を用いているのを、「誹謗中傷」「事実に基づかない表現」とし、「誤った表現に対して政府としてきちんと反論していく姿勢を示した」（2016.1.18 参院予算委員

会)^{注15)}。

彼らは「奴隷」という言葉から、かつてアフリカ大陸から拉致され奴隷市場で売り買いされ生涯にわたって主人に隷属した黒人奴隷を思い浮かべているのだろうが、実際には現代の用語では、slaveryとは、契約金や前借のかたちで負債を負わされたり、最低水準の労働条件さえ保障されない状態で働かされることを言う^{注16)}。グローバル資本によって発展途上国のスウェットショップで働かされる労働者、国内では認められない低賃金で「技能実習生」名目で働かせる日本の外国人研修制度もこの批判を免れないだろうし、北村章で論じるように、グローバルに広がる外国人移住家事労働者の状況が「新奴隷制」と批判される場合もある。旧日本軍「慰安婦」は、強制連行ではない場合であっても前借金を負わされあるいは甘言によって、遠い戦地で自ら帰国帰郷する手段も無く、一日何十人と性交することを強要されていたのだからslaveryに他ならない。旧日本軍「慰安婦」はアジア太平洋戦争時のできごとで70年以上前の話なのだから現代の人権の水準で捉えるべきでない、というのもよくある否定論ではあるが、実際には当時の国際法の水準でも違法な人身売買が行われていた（吉見1995：V章）し、またそれ以上に、多くの元「慰安婦」の女性たちは戦後長く苦難の人生を歩み問題を告発し続けているのだから、岡野章で詳述するように、現代の人権感覚でその被害を考えることは、むしろ求められこそすれ、いったい何の問題があるのだろうか。権力の中核にいる政治家や著名な知識人がこれほど躍起になって否定しようとするのは人権感覚の欠如を自ら暴露しているようなものだが、彼らがここまで「性奴隷」という表現に反発するのも、被害女性たちは「売春婦」であった、さらに言えば、「売春婦にすぎなかった」という思いがあるのではないか。

そもそも拉致や甘言によって日本軍の戦闘の前線に送致し兵士たちの性交の相手を強いていたものを、当の日本の側から「売春婦」と呼ぶことは、自らの犯罪性を消し去ろうとする驚くべき欺瞞だ。それに加え、否定派の「売春婦」呼ばわりには、この問題の被害女性たちに対するだけでなく、貧しく性を売る手段で生きざるを得ないような女性たちの苦境に思いを致すどころか、「多少のカネにつられて、女なら本来固く守るべき貞操を安易に捨て身体を売る女たち」といった、「売春婦」一般へのステレオタイプな蔑視が根深く隠されてはいないか。

著名人や政治家以外の慰安婦バッシングには、この蔑視はあからさまである。岡野章でも触れているように、2011年12月、慰安婦問題の解決を日本政府に訴えてソウルの日本大使館前で元「慰安婦」女性とその支援者らによって行われてきた「水曜日デモ」が1000回を迎え、これに合わせて「世界同時アクション」が企画され、日本でも外務省を「人間の鎖」で包囲する行動が行われた。鈴木彩加（2015：6章）によると「行動する保守」などの排外的保守団体は、これに激しく反発し、「なでしこアクション2011」と銘打って、外務省前の道を挟んだ向かい側に集まり、抗議の演説やシュプレヒコールをあげる街宣活動を行った。

彼らの活動を記録した動画はネット上にあげられており（ネットでの情宣自体が彼らの活動の一つの中心である）、鈴木はそれを用いて分析を行っているが、そこには男性活動家たちによる元「慰安婦」女性に対するきわめて侮蔑的な言葉が溢れている。「乞食ども」、「嘘つき売春婦」、「頭のボケたババア」といった表現で、激しい憎悪や侮蔑が元「慰安婦」女性へと向けられている。

さらにこの怒り罵りは、彼女たちがその声を届けようと参議院議員会館にやってきたことに対してとくに強く表れている。「日本国民の代表者たる参議院の、この議員会館に、なんで汚らしいね、売春ババアがやって来んだよ！」などと、元「慰安婦」女性は「売春婦」で「汚らしい」からと、議員会館で集会を開くこと自体が一層非難的とされているのだ。この怒りは、上述の、トランプ大統領歓迎夕食会という場に元「慰安婦」女性が招かれたことへの、著名人たちが品位をかなぐり捨てたかのような罵りを投げつけたこととまったく同種である。そこには、「売春婦ごとき」が栄えある公的な場に出てくるとは何事か、という、まったく見当違いの、しかしきわめて高圧的な視線が伺えるだけではなく、自らを恥ずべき「売春婦」であったはずの女性たちが、「被害者」として立ち上がったことへの怒りや反発が、あからさまに浮かび上がっている。このように、旧日本軍性奴隷制の被害者を幾重にも貶めることで旧日本軍の戦争犯罪と女性たちの被害を無化する行為が執拗に行われているのである。

2.2 女性の二分法と日本人元「慰安婦」の二重の苦難

「慰安婦」問題の被害者の中でも、日本人女性は数は多数であったにもかかわらず告発を行っていない。日本人元「慰安婦」として、その苦難に満ちた過去を自ら語った城田すず子さんの例はあるものの^{注17)}、外国の被害女性たちのように正義を求めて日本政府を相手に告発の声を上げた女性はいない。後でも述べるように、それだけ日本社会では性暴力を告発する

ことのハードルが高いことを示しているが、「慰安婦」問題ではとくに、日本人女性に対しては複合的な形で沈黙を強いる力が加わる。

前述の、韓国元人「慰安婦」女性を攻撃する「行動する保守」の女性団体は、日本人「慰安婦」がカムアウトしないことについて、「恥ずかしくて名乗り出ない、それが、普通の日本女性の心意気」と語る（鈴木 2015 : 102）。こうした言葉には「心意気」などの美辞が躍るが、しかしその意は、「沈黙を守れ」ということにすぎない。前線の慰安所で性的奴隷状態を強いられた女性たちは、それ以前にどんな職業についていようが、国家や軍による性暴力の被害者である。それなのに、被害が被害として認められることが無く、しかもその上に「恥ずべき売春婦」とラベリングされて沈黙を当然とされていることは、亡くなってからもなお彼女たちは、二重三重の性暴力と差別とを受け続けていると言って過言ではないだろう。

(Muta 2016) で詳述したが、このように「売春婦」「商売女」を侮蔑し「一般の女性」と対立的に二分する思考は、現在も疑われることなく維持されている。元大阪市長である橋下徹氏は、沖縄で頻発する米兵による性暴力事件について、在沖米軍司令官に対して「もっと風俗の活用を」と進言したと自慢げに語った^{注18)}。彼にとっては、守られるべきリスクベクトルな女性たちと、その女性たちの「防波堤」として性風俗に従事する売春女性・玄人女の二分法は自明である。橋下元市長は弁護士でもあるが、彼にとって売春女性は、荒ぶる米兵の性欲のはけ口であり、そのようにとらえること自体が、彼女たちに人間としての尊厳を認めていないということに気付かないのだろうか。

2.3 「売春婦」差別のポリティクス

売春女性に対する差別や蔑視は、弁護士である橋下氏だけでなく、公正な裁きが行われるべき司法の場にさえある。

古久保章でも触れている、1987年に起きた「池袋買春男性死亡事件」はホテルに派遣された女性が、客である男性にナイフで刺されるなどの甚大な暴力を受け、抵抗する過程で男性を刺殺した事件だが、司法は彼女に正当防衛を認めず有罪判決を下した^{注19)}（昭和63年高裁判決）。一審の地裁判決では「見知らぬ男性の待つホテルの一室に単身赴く以上、・・・相当な危険が伴うことは十分予測し得るところである・・・いわば自ら招いた危難と言えなくもない」とし、高裁判決は「売春婦と一般婦女子との間では性的自由の度合いが異なる」と断じた。そうした仕事であれば、どんな客がいるか分からない、それを仕事としている以上、性的自由の侵害への抵抗は正当防衛として認められにくいというのである。つまりここでは具体的な事実認定以上に、女性の職業と貞操が問われ、裁判官自身の性観念と女性観が、判決に反映されているのだ（若尾 1997 : 213）。

これは昭和63年、30年前の判決であるが、しかし、こうした裁判所の姿勢は決して「古く」なってはいない。2011年7月25日に最高裁が判決を下した千葉事件では、当時18歳の女性に「ついてこないと殺すぞ」等と脅して雑居ビルの外側階段踊り場に連れ込み強姦したとして、一審・二審では有罪判決が下っていたのが、被告は逆転無罪となった。判決では、勤務先が「キャバレークラブであるところから、被害女性の供述の信用性を判断する上で、十分に考慮する必要があると思われる」、「18歳で若年ではあるが、当時、キャバレークラブで勤務しており、接客業務の経験もあるのに、助けを求められるほどの恐怖心を抱いたとは考え難い等」と述べられ^{注20)}、「性風俗店で働く女性は特殊な存在」と言わんばかりの、そしてそのような女性たちが蒙る性被害は「一般女性」のように問題にならないかのような価値観が透けて見えるのである^{注21)}。

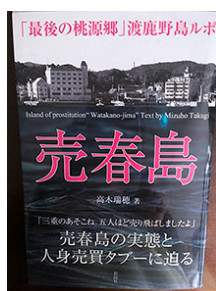
こうして見てくると、元「慰安婦」女性が「売春婦」と罵られバッシングされることに、より深い意味が見えてくる。繰り返すが、そもそも旧日本軍性奴隷制の被害者たちを「売春婦」と見なすこと自体が歴史に無知で犯罪を隠蔽する暴言であるが、逆から考えれば、金銭や軍票を介在させ「売春」に見える行為として行わせていたことは、恐るべき仕掛けであると言える。そこには、社会に「売春婦」にまつわる偏見に満ちた態度や思考が蔓延浸透していることを利用して、意に反して性行為を強いられる女性を「売春婦」扱いすることによって沈黙させようとするポリティクスがあると理解することもできるだろう。さらにこれは、加担した兵士たちにとっても、「これは売春なのだ」と納得させ罪悪感を免れさせる機能も果たしただろう。

「売女」「whore」「slut」「puta」など、あまたの言語で「売春婦」を意味することばが女性に対する最低の侮蔑語となっている。このことからわかるように、女性が実際にどのような人生を歩んでいるかライフスタイルであるかということとは関係なく、女性への差別と侮蔑を正当化し合理化するものとして「売春婦」という語と概念は用いられるのである。

3. 性暴力として買春をとらえる

こうして私たちは、「売春」という語や概念を通じて女性に対する根深い差別意識を確認したが、他方で売春は、「人類最古の職業」とも言い習わされてきた。その言明は、事実であるかどうかというよりも、それほど「自然化」されてきた点に注目すべきだろう。また「娼婦」は、文学等においてもロマン化されてきた^{注22)}が、しかしそうした「自然化」やロマン化は、買売春の現実の過酷さを覆い隠してきたのではないか。

そのことについて私たちは台北文萌樓調査（2017年7月28,29日）で思い知るようになった^{注23)}。



『売春島』書影（注23参照）

台北市大同区に位置する文萌樓は、かつて公娼館であったが、90年代以来の市による「浄化」政策により閉鎖され、強制的立ち退きに遭った。台湾のセックスワーカー支援団体であるCOSWAS（Collective of sex workers and supporters）が事務所として使い、支援してきたが、すでに立ち退きが決定している。私たちが訪れた日は、かつてここで働く公娼であった白蘭さんが亡くなり、彼女が他の公娼女性たちとともに「客を引いて」いた樓の見世で通夜が営まれていた。幼いころから極貧で親に売られ苦勞してきた白蘭さんにとってここで働いていた時代が、することを自分で決めることができ、一日3人も客を取れば十分生活できた、一番いい時期だったからと、公娼館の閉鎖後、食い詰め体を壊した彼女はここで死にたいと瀕死の状態に戻ってきていたのだった^{注24)}。



公娼館時代の文萌樓の看板

建物の一部は、かつての公娼館だった時代の様子を残す記念館となっている。右奥の部屋は、かつて女性たちが客を取っていたままのかたちで保存されているのだが、そこは、セミダブルの寝台が部屋のほとんどを占め、化粧台等が端に置かれている。廊下や隣の部屋との境は薄いベニヤ板のような間仕切りで、しかも天井まで仕切られているわけではなく、上が10センチくらい空いている。ここで一回15分で客たちは「女を買って」いた。

この薄暗い部屋にたたずみながら私は、そこで行われていたのはいったい何だろうかと疑問を抱いていた。それは果たして「セックス」なのか？話し声は筒抜けでプライバシーの無いここでは、娼妓と客のコミュニケーションなど、身振りでのやり取り以外にはほとんどなかったであろう。男がズボンと下着を下ろし、女の上ののしかかり、ペニスを突き刺して擦

り、射精するだけで終わるような15分だったであろう。それはどのような意味でセックスなのだろうか？

文萌楼で行われていたのは、歴史上も地理上もあまた存在した同種の施設——「慰安所」も含め——と同じように、カネで性行為・性交の「同意」を買う行為だ。カネを払って「同意」を買っているとはいえ、それはレイプとどう違うのだろうか。一般に想像されていることとは違って、レイプは見知らぬ悪漢に突然襲われて起るよりも、仕事等重要な人間関係にある相手から被害を受けることが多い。たとえば内閣府男女共同参画局による調査（平成26年）^{注25)}によれば、「異性から無理やり性交された経験」をもつ女性は6~7%にも及び、レイプが女性にとって決して例外的・特殊な事態ではないことがわかる。相手は元交際相手や元配偶者のほか、親族や職場の関係者であり、あからさまな抵抗や明確な拒絶がしにくいであろうことが想像できる。つまり、多くのレイプにおいて、女性はさまざまな事情からノーとはいえ、男が彼女を組み敷いてペニスを挿入し果てるのを、精神的・身体的苦痛に耐えながらやり過ごすだろう。しかもわずかな例外を除いては法に訴えることもできず（その例外すら、無駄に終わったり、むしろ女性がさらに尊厳を貶められ傷つくことが常）、罪に問うたり謝罪を求めることもできず「泣き寝入り」する（同調査でも被害に遭った女性のうち誰かに相談した者は3割程度、警察に連絡相談したのは5%にも満たない）。他方男性の側はおそらくほとんどの場合、「レイプした」という意識は無いだろう。

こうした多くのケースで行使されているのは、レイプとしてわかりやすい物理的な暴力ではなく、「怒らせると余計まずいことになる」「言うことを聞かぬ」といった精神的圧力であり、多くの場合、つまるところ経済的力を基盤としている。とすれば買春も、幾ばくかの金銭によって同意を擬制しただけのレイプではないのか？ 私たちはそれを長らく、合法・非合法を問わず、「セックスをカネで買う」商行為とみなしてきたが、実はそれは、経済的社会的力関係の下でなければ生じえない性交の強制、すなわちレイプに他ならないのではないか^{注26)}。

さらに、買春する男にとって「セックス」とは何なのだろうか？ 相手の性的欲望の有無を一切顧慮することもなく、ただ自分の射精のはけ口に他者である女性の膣を使うことがなぜセックスと呼ばれるのだろうか？

「すべてのセックスは強姦である」と言明したアンドレア・ドゥオーキン^{注27)}は、性交（インターコース）は、女性の身体の奥部にある女性性器（膣）への男性性器（ペニス）の挿入であり、「押し入れられるものとしてのセックスと、体の本当のプライベートは、決して共存し得ない。膣そのものは力づくで押し入れられ、その筋肉はおし開かれねばならない。」「外からは見えないが、二本の足の間には裂け目があり、男はその中に押し入れなければならない…この押し込みは断固たる態度の侵入である。…女は肉体的にも内面的にも、そのプライベートを占領される」（Dworkin 1988:210）と書いている。この表現は、いっけん暴力的に思えるかもしれないが、しかし実際、女性の身体の奥への男性器の挿入が性交（インターコース）の本質であることは間違いない。これが、女性の心からの同意なく行われ、射精の放出先として膣が用いられるとき、それは身体の自由を侵すレイプであり、これを「セックス」と呼ぶのは、性奴隷を「慰安婦」と呼んだのと同じ種類の、ごまかしの婉曲語法にすぎないのではないか。

ドゥオーキンはさらに、「女たちは金銭面で男よりも貧しく、そしてそのためにセックスを物々交換するなり売るなりをせざるを得ない。男たちが女たちを金銭面でより貧しいままにしておくのはこのためである」（Dworkin 1988:219）とも述べる。女性が「金銭面で貧しい」ゆえに、「同意」を擬制する買春がきわめて容易になってきたのは言うまでもないだろう。

前節まで、元「慰安婦」女性たちへ感情的なバッシングがされるのは、彼女たちを「売春婦」として蔑視する根深い差別意識に発しているのではないかと述べてきた。本節でさらに主張したのは、「売買春というセックス」の概念自体がはらむ欺瞞性だ。洋の東西を問わず、「わずかなカネで身体を売る」女として売春女性は蔑視されてきたが、逆に、わずかなカネや経済的力によって同意を擬制し女性身体を濫用する行為を「セックス」と呼んできた、そのことをこそ今、問われなければならない。これによって「慰安婦」問題は、歴史上の問題である以上に、現在を生きる私たち自身の問題として立ち上がってくる。

4. 「同意」をめぐる発想の転換—性暴力をとらえる視角の拡充/見直しの必要

4.1 告発女性への怒り

2017年は、アメリカにおいても日本でも、セクハラ・性暴力について、目覚ましい進展があった一年として記憶されるかもしれない。アメリカではハリウッドの大物プロデューサーが女優に、作品への起用をちらつかせて性的要求を行っていた

ことが女性たちの告発によって発覚した。今や大物とされる女優も被害に遭っていたこと、しかもこれまで沈黙してきたことは人々を驚かせセクハラ性暴力の蔓延と被害を訴え出る困難さをあらためて認識させるものだった。これをきっかけに、#MeTooのハッシュタグで一般の女性も自分たちの受けた被害を告発する声を上げ始め、それは瞬く間にネット上に広がり世界中の多くのメディアで取り上げられるに至った。

日本では、5月に、伊藤詩織さんが、元TBS記者の山口敬之氏からTV局での仕事を紹介するからと酒席に誘われて酔わされた状態で、ホテルに連れ込まれレイプされたことを実名で告発した（伊藤2017）。山口氏は安倍首相の伝記本を複数著している首相ご用達ジャーナリストであるところから警察権力の介入によって逮捕を免れた疑惑さえある。しかしこの事件はネット上では拡散し詩織さんのサポートの声がひろがったものの、一般のTVや新聞等の大メディアはほとんど報道せず、現在のところ捜査が再開される様子も無い^{注27)}。

#MeTooについても、残念ながら現在のところ、日本では欧米ほどの広がりは見られない。ある有名ブロガー女性が広告代理店勤務時代に上司クリエイターから受けたセクハラを彼の実名をあげて告発したが、同様の告発が広がる前に、ネット上できわめて激しいバッシングを受けた。詩織さんも、山口氏擁護側からのバッシングを受け、TV等ではコメンテータが「芸能界ではよくあること」「仕事を紹介してもらうならそれくらい」と片付ける発言さえ飛び交っていた。

このようにセクハラや性暴力を告発したり問題化した女性加害者本人や周囲、第三者から攻撃を受けるのは枚挙にいとまがない。「最高の知性」を自負する学者さえその例外ではなく、牟田（2014）で詳述した通り、東京大学教授であった佐々木力氏が定年退官後出版した『東京大学学問論』は、「東京大学の劣化」を論じるという学問論の体裁を取りながら実は、氏が東大在任時セクハラで処分されたことを「冤罪」だと主張し、被害を訴えた女子院生に対する侮辱と中傷を縷々述べた書である。氏の叙述自体から、自らの言動で当該院生の教育研究環境を破壊したことは明らかで、反省をしていないどころか自らのハラスメントを暴露しているのに無自覚なのは驚くばかりだが、氏の筆致からはそれがわからないのは、自分が絶対の上位であるはずの関係を覆されたことへの怒り、憤りのゆえではないかと思われる。

「セクハラ」の問題化当初から、セクハラはわかりにくい、恣意的であるとの不満や批判はしばしばあった。「セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的に受け手の判断で決まります」^{注28)}という、受け手の主観を重視するセクハラの基本的前提が、あたかも女性の我儘勝手を許すかのような受け止め方も少なくなかった^{注29)}。しかし受け手、つまり判断する側が女性でなければ、そうした不満や反発、さらには怒りはあっただろうか。セクハラに関する法理を打ち立てたアメリカのフェミニスト法学者キャサリン・マッキノンが「はっきりしているのは、自由に選択したとみなされている「真実の愛」と、頭に突きつけられた銃のようなものを意味する強制とを対立させる硬直した二分法では、女性のセクシャリティがどのように社会的に形づくられているのか、そしてそれが表現される条件——経済的なそれを含めて——がいかなるものであるかと説明するには十分ではないということである」と述べているように（マッキノン1999：103）、上司など職業上重要な関係にある相手からの性的なアプローチや性的言動をすぐにはっきりと断るなどきわめて困難であり、対応に曖昧さやためらいがまわりつくのも当然だ。そうした曖昧さは相手への配慮からさえあるのに、女性が態度をすぐにはっきりさせなかったことを「同意だったはずなのに後で告発するとは」と怒りさえ呼ぶのだ^{注30)}。

4.2 「同意」「合意」とは何か

その怒りは、しかし、もう少し掘り下げて考えることができるだろう。いったい、「同意」「合意」とは何なのだろうか、と。

性暴力やセクハラを告発した女性たちに対し、「合意だったのに」「女性の方から誘ったのに」と怒りが暴発する例にはことかかないが、牟田（2013）で述べたとおり、ハラッサーが考える「同意」はしばしば、相手の困惑や「ノー」と言えない立場を理解したり読み取ることができず、「向こうも好意を持っている」と思い込んだ、身勝手な錯覚にすぎないことが多い。これをさらに踏み込めば、これほど「女性の我儘で告発される」「冤罪で陥れられるかも」と彼らが考えるのは、古久保章で論じるように、「一つには女性と性関係を結ぶときにきちんと合意をとっている／とる自信がないことが背景にある」ことの表れでもあろう。

同意とは、コミュニケーションによって得られるが、そこにはさらにネゴシエーションも当然含まれてくるはずだ。性的行為のネゴシエーションと言えば、買売春における「いくらで」「時間は」のような条件を交渉することを想定するかもしれないし、そうでない性行為ならば「避妊をどうするか」くらいがまず思い浮かぶかもしれない。しかしそうではない。性

的行為を行うこと自体に基本的に合意している場合や関係であっても、密室で肌を露出し、ドゥオーキンの言うように身体の奥部を侵害される非常にヴァルネラブルな状況で性的行為が行われる以上、身体の触れ方や唇や性器の接触の仕方、挿入の仕方等々、どんな風に身体接触をするのかは、当然両者、とりわけ身体的にヴァルネラブルな女性の意思を重視したネゴシエーションと同意の確認の連続がなければならないはずだ。かりに金銭が介在する場合であってもそれは変わらない。

元橋章で指摘するように、日本ではウーマンリブの女性たちから、セックスにおけるコミュニケーションが求められてきたがその時点では抽象的・理念的にとどまり、近年の若い女性たちにとっては「セックスにおけるコミュニケーション」が強調されるがそれは「関係を深めるためのテクニック」と同義であったりする。そのなかで、「コミュニケーションとしてのセックス」と言い切るにはあまりに非対称性や不平等が存在することを見抜いている若い世代のフェミニストたち(元橋章4節)からこそ、ネゴシエーションは始まっていくかもしれない。

セックスや性的行為をその場での一過性の身体的行為としてのみとらえるとすればそれは大いなる誤謬だ。背景としてある権力差、女性男性それぞれにかけられている「モラル」の縛りの違いなど、具体的な性的行為に至る前段階から、「同意」「不同意」のためのプロセスは始まっている。それにまったく無自覚なまま、あたかも前提として「互いの対等な合意」があるかのように思い込み、しかも行為にあたってのネゴシエーションの要さえ感じないままに性的行為に及ぶとすれば、その結果として「レイプ」「セクハラ」と告発されることになっても不思議はないだろう。女性が言を翻した、陥れられたと憤る前に、自らの側のコミュニケーションとネゴシエーションの欠如に思いを及ぼすことはできないのだろうか。

牟田(2010)でも触れたが、田村(2009)は、「セックスの男女平等」とは何かと大胆に問い、性的行為するかどうかの最終決定権は女性が持つ・途中でやめることもできる権利もある・男性は自分の性的快感獲得よりも女性の性的快感獲得を優先すべきである、等の条件が満たされてはじめて、女性は性的行為において男性と対等になれる、と論じる(田村2009:190)。おそらく多くの人は、このような条件は非現実的と考えることだろうが、しかし問題は、これらの条件が守られそうにないこと以上に、「これまで、満たされないことがあまりにふつうであったため、あからさまな暴力や強制がない限り、うやむやにされても女性はその不平等性に気付かなかった」(田村2009:191)ことにこそある。現在の私たちは、かつての性の抑圧から多少は解放され、性の自由らしきものを手に入れた。だからこそ、女性たちは、「対等」「自由」と信じて、普通のセックスのなかに厳然とある抑圧を見逃してきた。田村の言をもう一步進めるならば、その条件には、行為の中でも継続的にネゴシエーションがあるべきことが含まれるはずだ。

性的行為にはネゴシエーションが必要、という考え方には、現在ではおそらくは女性を含めて多くの人が「面倒だ」「無理」と、疑問や反発を感じるだろう。だがしかし、ネゴシエーションが当然の身体技法として人々の身に付いたとき、性暴力やセクハラは起りにくい社会となっているであろうことも想像できるのではないだろうか。

4.3 性暴力をとらえる視角の拡充/見直しの必要

2017年6月には、刑法強姦罪が改正された。改正までの経緯や限界について本稿で論じることはしないが、これまで述べてきたように、性暴力は、一時的な行為としてではなく、経済的/社会的/精神的暴力を複合的/総合的に捉えるべきことは言を俟たない。そしてまた、誰が性暴力を定義するのかも、最重要の問題だ。

マッキノンが「概して、男性の加害者は性的な出来事を、被害者が感じるような暴行として受けとめない。彼らがセクシャル・ハラスメントを続けても平気でいられるのは、ある程度そのために違いない。…「ハラッサー男性は、セクハラへの女性の怒り、憤慨にびっくりするが、その当惑は見せかけではない。」と述べているが(マッキノン1999:255)、性暴力行為においても、レイピストは自分の行為をそれほど加害性の強い行為と感じていることは少ない。最近、大阪で電車の中で寝ている女性に男が「キス」をして準強制わいせつ容疑で逮捕された事件が報道されたが、加害者は「キス」のつもりだったとしても、被害者にとっては、唾液にまみれた見知らぬ男の口を、唇という繊細な性的部分に押し付けられる、不愉快きわまりない暴行だ。これを「キス」と捉えるのは加害者視線をそのままなぞっているにすぎず^{注31)}、強姦やレイプにおける「セックス」も同様にセックスではなく暴力行為だ。私たちの社会はながらく見過ごしてきたが、これもこれから越えなければならない「常識」だ。

5. 私たちの問題として：未来に架橋する

「慰安婦」バッシング問題の考察を通してわかってくるのは、「慰安婦」問題は歴史上の特殊なできごとでは決してないということだ。中途半端に終わった刑法改正、現在進行形の性暴力被害者バッシングなどと直接つながっており、さらにこの先、どのように性暴力をとらえていくのかという私たちの社会の未来とも連なっている。

私たちが今行おうとしている性暴力の告発・見直しは、二重三重に現代の女性差別社会への挑戦だ。

第一には、第二波フェミニズムの頃から果敢に取り組みられてきた、女性にかけられた性のタブーを破り、性の快楽に解放されると同時にセクハラや性暴力にNoを突き付けていくことだ。「セクハラ」問題化や#MeTooはその一例だが、これをさらに果敢に進めていかねばならない。

第二に、性暴力をめぐる認識への挑戦だ。70年代以来のフェミニズムが取り組んだ「強姦神話」の解体の取り組みはその始まりであったが、本稿で論じた通り、私たちはさらにメタなレベルで挑戦を始めたい。

そして第三に、私たちの社会のジェンダー秩序そのものへの挑戦だ。いま一度「慰安婦」問題に立ち戻れば、「慰安婦」問題を取り上げることは、「反日」だとして感情的な批判、罵りと呼ばれ起しているが、いったいそれはなぜなのだろうか。韓国・朝鮮や中国への民族差別と排外的で盲目的な「愛国心」の愚かな発露ということは言うまでもないが³²⁾、それだけでなく、セクシズム（性差別）の要素がそこには満ち満ちている。それは、本稿で述べてきたとおり、執拗なまでに「売春婦」という言葉が嫌悪感、侮蔑のニュアンスで投げつけられ貶めが行われていることにも表れているが、「慰安婦」問題が否定され元「慰安婦」女性がバッシングされる背景には、「性を売る女」への差別と貶めが厳としてあり、被害者たちを錯誤してそのように決めつけたうえで、そうした女性が日本政府や社会を相手どってモノ申すとは何か、といった手前勝手な怒りがある。これは、男性優位に性的行為の「合意」が捏造されてきたことに気づきそれを転換しようと、レイプやセクハラを告発する声を上げ始めた女性たちが、バッシングされ激しい怒りをぶつけられているのと同種である。つまり、元「慰安婦」女性や、性の問題に告発の声を上げる女性たちは、男性優位的な日本社会のジェンダー秩序に異を唱えその秩序を揺らがそうとするから「反日」として映るのではないだろうか。

これら三つのうち、第一は過去のフェミニストから引き継ぐ、第二・第三はこれから私たちが始める新たな挑戦だ。ギデنزが論じるように³³⁾、法的な平等が保障されジェンダー平等への道が見えつつあるからこそ、性暴力やジェンダー暴力がいつそう生み出されているとすれば、私たちの挑戦はますます困難ではあるが、しかしだからこそチャレンジングな課題なのだ。

【付記】

本稿は、平成26-29年度科学研究費基盤（B）研究課題「ジェンダー平等社会の実現に資する研究と運動の架橋とネットワーク」（課題番号26283013）の助成を受けた研究成果の一部である。

<https://doi.org/10.18910/67844>

文 献

Dworkin, Andre, 1987, *Intercourse*, New York: Free Press. (=1998, 寺沢みずほ訳『インターコース 性的行為の政治学』青土社.)

Giddens, Anthony, 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*. Cambridge: Polity. (=1995, 松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房.)

井上摩耶子, 2009, 「性暴力裁判と「もうひとつの物語」」『フェミニストカウンセリング研究』5: 8-30.

伊藤詩織, 2017, 『Black Box』文芸春秋.

MacKinnon, Catharine, 1979, *Sexual Harassment of Working Women: A Case of Sex Discrimination*. New Haven: Yale University Press. (=1999, 村山淳彦監訳『セクシャル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』こうち書房.)

牟田和恵, 2010, 「ジェンダー家族と生・性・生殖の自由」『シリーズ自由への問い⑦』岩波書店, 191-222.

- , 2013, 『部長、その恋愛はセクハラです!』 集英社.
- , 2014, 「ハラスメント問題が映し出す大学の病」『現代思想』 42-14: 152-167.
- Muta, Kazue, 2016, “The “Comfort Women” issue and the embedded culture of sexual violence in contemporary Japan,” *Current Sociology*, 64(4): 620-636.
- 岡野八代, 2011, 「慰安婦」問題と日本の民主化」『立命館言語文化研究』 23(2): 247-259.
- 城田すず子, 1971, 『マリヤの賛歌』 日本基督教団出版局.
- 菅野完, 2016, 『日本会議の研究』 扶桑社.
- 鈴木彩加, 2015, 「戦後日本社会の右傾化現象と女性たちの保守運動」大阪大学人間科学研究科学学位請求論文.
- 田村公江, 2009, 「性の商品化——性の自己決定とは」飯田隆他編『性/愛の哲学』 岩波書店.
- 若尾典子, 1997, 『闇の中の女の身体』 学陽書房.
- 吉見義明, 1995, 『従軍慰安婦』 岩波書店.

Abstract

Towards a New Understanding of Sexual Violence: Examining the Public Bashing of “Comfort Women” in Contemporary Japan

Kazue Muta

The perception and understanding surrounding the issue of ‘comfort women’ (*ianfu*) among Japanese people have become critically adverse in the last twenty years, especially since Abe Shinto took his office in 2006. Survivors of Japanese military sexual slavery during the Asia-Pacific War were euphemistically labelled “comfort women”, and have been met with verbal attacks from the Japanese right-wingers, including influential politicians and celebrities. They even call the survivors ‘prostitutes’, which not only degrades them but negates the historical atrocity by imperial Japan. This paper examines the deep rooted discrimination against ‘prostitutes’ and tries to disarticulate buying sex and rape. As long as we define rape as unwanted sexual conduct forced by power, buying sex also can be understood as rape because the ‘consent’ is fabricated by economic power, if we think it in a radical sense.

The argument goes further to discuss the “speaking out” activities and movements against sexual violence and sexual harassment in the contemporary world, such as #MeToo. The movement does not only attract supporters but is meeting reactionary attack especially in Japan. The movement seems to fuel anger because it is trying to challenge patriarchal gender order in Japan.

In conclusion, this paper seeks how to change the perceptual framework of sexual violence. If Anthony Giddens is correct in his pointing out that a large part of the phenomenon of male sexual violence now stems from insecurity and inadequacy among men and that violence is a destructive reaction to the waning of female complicity, our challenge should be more difficult, but nevertheless worth more challenging.

Keywords: Comfort women, fabrication of consent, Japan, sexual violence, #MeToo

注 釈 一 覧

なぜ「慰安婦」はこれほどパッシングされるのか——性暴力をめぐる新たな認識をめざして

- 1) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> (最終アクセス2018年1月10日) (p. 1)
- 2) <http://www.awf.or.jp/> (最終アクセス2018年1月10日) (p. 1)
- 3) AWF設立の際、「慰安婦」問題の解決を願うフェミニストたちは、「国民基金」とするのは、日本政府の責任を回避する姑息な手段だとして批判した。これは非常に妥当な批判であったが、本稿で述べていくように、日本社会の認識がこれほど後退した今考えるなら、同基金が、日本の「国民」が問題に真摯に向き合い女性への人権侵害への歴史を刻んでいく基金であったとすれば、その意義は非常に深かっただろうと思わざるを得ない。現在では、「国民基金」と名付けることは不可能だろう。(p. 1)
- 4) http://www.mofa.go.jp/policy/human/women_rep4/part2_1.html#2-2a。(最終アクセス2018年1月10日) (p. 1)
- 5) 第6回レポート http://www.mofa.go.jp/policy/human/women_rep6.pdf。(最終アクセス2018年1月10日) (p. 1)
- 6) <http://www.mofa.go.jp/policy/human/cedawcjpnc06.html>。(最終アクセス2018年1月10日) http://www.mofa.go.jp/policy/human/adinfo_1211_en.html (最終アクセス2018年1月10日) (p. 1)
- 7) <http://www.sankei.com/politics/news/160217/pl1602170005-n1.html> (p. 1)
- 8) 1994年5月には永野茂門法務大臣が「慰安婦は公娼である」と述べたことで辞任に追い込まれたり、98年7月には中川昭一農林水産大臣が就任直後に「中学校の教科書に従軍慰安婦の記載があるのは疑問」と述べ、中韓からの反発を受け翌日撤回した。(p. 1)
- 9) 日本会議と安倍政権の密接さは、菅野(2016)等で詳細にされている。また、2016年11月には、「日本会議・日本会議国会議員懇談会」設立20周年記念大会に安倍首相は自民党総裁としてメッセージを送っている。2016.11.27 産経新聞 <http://www.sankei.com/politics/news/171127/pl1711270032-n1.html> (p. 1)
- 10) 『美しい国へ』2006 (p. 1)
- 11) 第166回国会 予算委員会 第3号。参議院。(2007年3月5日) (p. 2)
- 12) <https://twitter.com/katsuyatakasu/status/927895550925537280> (p. 2)
- 13) <https://mobile.twitter.com/hyakutanaoki/status/927873433404194816> (p. 2)
- 14) <https://twitter.com/takenoma/status/927844782373683200> (p. 2)
- 15) <http://www.sankei.com/politics/news/160118/pl1601180023-n1.html> (最終アクセス2018年12月30日) (p. 3)
- 16) 国連薬物・犯罪事務所 (UNDOC) は、240万人の人々が現代の奴隷制である人身売買の犠牲になっているという。<http://www.unodc.org/unodc/en/frontpage/2011/January/slavery-was-abolished-once-it-can-be-abolished-again.html> (最終アクセス2018年12月30日) (p. 3)
- 17) 城田さんには著書(城田1971)があり、1986年には彼女が晩年を過ごした「かにた婦人の村」に、慰霊碑「噫従軍慰安婦」が建てられた。韓国挺身隊問題対策協議会代表の尹貞玉氏が1998年にここを訪問している。(p. 3)
- 18) <http://www.afpbb.com/articles/-/2944054?pid=10742710> 2013年5月15日。その後橋下氏は、沖縄県内外や米国から女性蔑視と批判を受けて謝罪したが、再び2016年5月、撤回しない方がよかったかも、と発言している。<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-284251.html> (最終アクセス2018年1月10日) (p. 4)
- 19) 1988(昭和63)年6月9日 東京高裁判決(「昭63(う)155号」)。(p. 4)
- 20) 判例時報2132号134頁 (p. 4)
- 21) 最高裁はこの事件だけでなく、2009年小田急事件判決でも、下級審で有罪とされた痴漢事件について、逃げる行動を積極的に取っていないから不自然、供述は信用できないとして逆転無罪の判決を下しており(2009.4.14)、これらの判決を問題として日本弁護士連合会両性の平等委員会は「司法におけるジェンダー・バイアス——性暴力被害の実態と刑事裁判の在り方——」シンポジウムを行っている(2014.6.21)。(p. 4)
- 22) 近代的性愛文学の嚆矢とされる『ファニー・ヒル』(ジョン・クレランド、1748)は『ある遊女の回想記』の別名通り、貧困のため故郷を離れて売春宿で働く女性ファニーの物語であり、日本でも、永井荷風『墨東綺談』、吉行淳之介『原色の街』『驟雨』など、売春女性をロマン化した作品には事欠かない。(p. 5)
- 23) 本研究プロジェクトでは、2016年夏に三重県志摩市に位置する、「置屋」と呼ばれる売春あっせん所が立ち並ぶ、ネット上では「売春島」とも知られた小さな離島、渡鹿野島を訪れた。現在では地域の産業振興策や性風俗産業の変化等で「凋落」したこの島のたたずまいからも私たちは多くを学んだ。最近この島についてのルポルタージュが刊行されたが(高木瑞穂『売春島』彩図社、2017年)、本文中に掲載した同書カバー図上部の惹句「最後の桃源郷」と、下部の帯の「人身売買ター」という言葉の取り合わせには、人権を侵害される重大な被害が他方の誰かにとってはパラダイスなのだということがよく表れている。性奴隷制が「慰安」と表されていたのとまったくパラレルであり、このような語法が今も使用されていることにあらためて感じ入る。(p. 5)
- 24) COSWASメンバー郭Peiyuさんへの聞き取りによる(2017.7.28)。(p. 5)
- 25) 内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力」に関する調査研究(最終アクセス2018年1月10日)。(p. 6)
- 26) セックスワーク論では、セックスワーカーの自由意思で行われる買売春を女性の権利の抑圧等とみることを厳しく批判する。古久保章でも述べている通り、性サービス産業に従事している女性を「被害者」だと一枚岩的に考えるのは誤りでありかつセックスワーカーの女性たちへの偏見でもある。筆者は、これらの見解に賛同するものであり、ここでの記述は、現実のセックスワーカーの方々とその現場について述べているのではなく(実際、上述の通り白蘭さんが、文萌楼で公娼として働いていた時期が自分の人生で最良だったと語っていた事実は重い)、性行為の「同意」についてラディカルに考えるならばこうした見方ができうるのではないかという理論的な問題提起であることを断っておく。(p. 6)

- 27) 詩織さんが山口氏を不法行為で訴えた民事裁判が始まっているが、それについても大手メディアはほとんど取り上げていない。2017年末からは欧米各国の多数の有力紙（New York Times, Figaro, 他）が詩織さんの事件を安倍政権とのかかわりを含め大きく取り上げており、性暴力問題に関する日本と欧米との意識差が露わになっている。（p. 7）
- 28) たとえば、人事院のセクハラ防止対策には、「セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的に受け手の判断で決まります」とある。<http://www.jinji.go.jp/sekudara/7bousitaisasaku.html>（最終アクセス2018年1月10日）（p. 7）
- 29) こうした不満への懸念から、厚労省ガイドラインは「判断基準」を示し、「労働者の主観を重視しつつも、事業主の防止のための措置義務の対象となることを考えると一定の客観性が必要」、「男女の認識の違いにより生じている面があることを考慮すると、被害を受けた労働者が女性である場合には「平均的な女性労働者の感じ方」を基準とすることが適当」と解説する（厚生労働省「事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!!」）。<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/00.pdf>（最終アクセス2018年1月10日）。しかし、「平均的な感じ方」をどう測定するのかは不明なままであり、セクハラ被害を訴えることのハードルになりかねない懸念が否定できない。なお、これは、「女性が不快に感じればすべてセクハラ」などということの意味するのではない。この点についての詳しい議論は牟田（2013：43-46）を参照のこと。（p. 7）
- 30) 山形医師事件地裁判決（2005.9.5山形地裁）のように、女性が仕事上の関係から拒否できずむしろ迎合的なメールを多数送っていたケースでも、精神的圧力によってそのような行動を取ったことを理解しセクハラと認めた判例も出てきてはいるが（井上2009）、ごく少数にとどまる。また、2.3で述べた性風俗産業で働く女性に対する裁判所の蔑視を考えるなら、このケースでは被害女性が医師であったために女性の心情を理解する判決が下されたのではという疑いも捨てきれない。（p. 7）
- 31) この事件の報道直後、筆者はこの事件と関連させて、白雪姫などのおとぎ話の「王子様のキス」も、意識のない相手に性的行為をする準強制わいせつ罪だ、とツイートしたところ（2017.12.11、<https://twitter.com/peureka/status/940216308745961473>）、大きな反響を呼び、海外メディアにも取り上げられた。<http://www.foxnews.com/world/2018/01/02/disney-princes-in-snow-white-sleeping-beauty-are-sex-offenders-professor-says.html> ほか。しかし、ツイッター上でのこれに対するリプライ・リツイートには、単なる批判や無理解にとどまらない筆者に対する人格攻撃や罵倒も多数で、性暴力に異議申し立てをすることへの日本社会での攻撃を身をもって体験することになった。こうしたミソジニーに満ちた反応については、稿を改めて分析考察したい。（p. 8）
- 32) おそらく、そこまで排外的な心性というよりも、「なぜ日本だけが非難されねばならないのか」というレベルもあるに違いない。歴史上、現代に至るも、どの文明でも行われむしろ英雄視さえされることもあった戦場でのレイプや、戦場で闘いに疲れた兵士たちに「女をあてがう」ことは、「立派な」「自慢できる」ことではないにしろ、男として／兵士として当然の行動なのに、旧日本軍の行いのみをあげつらって旧日本軍だけ道徳性が低かったかのように扱うのは非公正であり「反日」であるという見方もあるだろう。しかしながら、戦時性暴力が旧日本軍の「慰安婦」問題をきっかけに問題化されそのことによって世界的に戦争と性暴力についての認識を深めるきっかけになったことは、むしろ誇りうることとして私たちは歴史を作っていくことができるのではないだろうか。（p. 9）
- 33) ギデンズは、「男性の性暴力が性的支配の基盤をなしているというとらえ方は、以前よりも今日においてより大きな意味をもつ、、、今日、男性の性暴力の多くは、家父長制支配構造の連続とした存続よりも、むしろ男性の抱く不安や無力感に起因している」（ギデンズ1995：183）と論じている。（p. 9）